

青森県公共事業再評価等実施細目

	平成14年	4月17日
改正	平成15年	3月7日
改正	平成16年	4月1日
改正	平成17年	2月2日
改正	平成20年	2月28日
改正	平成22年	4月1日
改正	平成23年	4月1日
改正	平成25年	2月14日
改正	令和5年	12月19日
改正	令和6年	4月1日

(趣旨)

第1 この細目は、青森県公共事業再評価実施要綱（平成10年10月19日制定。以下「再評価要綱」という。）及び青森県公共事業事後評価実施要綱（平成22年4月1日制定。以下「事後評価要綱」という。）により、公共事業の再評価及び事後評価を行うに当たり、円滑な事務の推進を図るため、総合政策部長及び公共事業を所管する部局の長（以下「公共事業所管部長」という。）の具体的な所掌事務を定めるものである。

(企画政策部長の所掌事務)

第2 総合政策部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第3第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイの資料を青森県公共事業再評価等審議委員会（以下「委員会」という。）に提出すること
- (2) 委員会の委員及び公共事業所管部長と協議し、委員会又は部会の会議の開催時期を調整すること
- (3) 委員会の会議の議事録を作成すること
- (4) 青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第4項第2号の規定により意見を聴取し、又は現況を調査する事業について、当該事業を所管する部局と協議して、所要の準備を行うこと
- (5) 青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第2第1号及び第3号の規定による意見（以下「委員会の意見」という。）を公共事業所管部長に送付すること
- (6) 第3第1項第1号エの規定により公共事業所管部長から報告を受けた対応方針及び事後評価の結果について、当該年度実施分をとりまとめて公表すること

(公共事業所管部長の所掌事務)

第3 公共事業所管部長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 公共事業再評価に関する事務

- ア 再評価要綱第3の規定により当該年度において再評価を実施する事業について、その一覧表(様式1)並びに各事業の評価結果及び対応方針に係る調書(様式2)を作成すること
- イ 公共事業を所管する各省各庁の定めるところにより、再評価を実施すべき年度に達する前に、再評価の必要性についての検討を行う事業について、その一覧表(様式3)を作成すること
- ウ 県以外の事業実施主体が再評価を行う事業について、当該事業の実施主体から依頼があったとき、再評価要綱第6第2項の規定による委員会に意見を求める事業を決定すること
- エ 総合政策部長から委員会の意見が送付されたとき、対応方針を決定し、総合政策部長に報告すること

(2) 公共事業事後評価に関する事務

- ア 事後評価要綱第3の規定により当該年度において事後評価を実施する事業について、各事業の評価結果に係る調書(様式4)を作成すること
 - イ 事後評価要綱第3第1号の事業の選定のための資料として、完了事業一覧(様式5)及び選定候補一覧(様式6)を作成すること
- 2 様式4の作成に当たっては、様式7に基づくアンケート調査票により、事前にアンケート調査を実施するものとする。
- 3 様式6の作成に当たっては、次の基準に基づき選定候補を選定するものとする。
- (1) 再評価時に附帯意見が付された事業については、すべて選定する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事業(第1号の事業を除く。)の中から、事業担当課ごとに2事業(該当する事業が1事業しかない場合は1事業)を選定する。なお、該当する事業が3事業以上ある場合は、事後評価結果の同種事業への反映が期待できる等、事後評価の必要性が高いと認められる事業を優先して選定する。
- ア 再評価を実施した事業
 - イ 当初計画と実績との差が大きい事業(事業工期:5年以上、事業費:30%以上)
 - ウ その他、事後評価が必要と判断する事業
- (例)・事業費が大きく、同種の事業のモデルとなるような事業
- ・環境への影響が大きいと考えられる事業
 - ・想定した事業効果と実際の事業効果に大きな差が生じていると考えられる事業

(その他)

第4 この細目に定めのない事項については、総合政策部長及び関係部局長が協議して決定する。

附 則

この細目は、平成14年 4月17日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年 3月 7日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年 2月 2日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年 2月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年 2月14日から施行する。

附 則

この細目は、令和 5年 12月19日から施行する。

附 則

この細目は、令和 6年 4月 1日から施行する。